令和7年度 事業計画

第1 基本方針

本県のシルバー人材センター事業(以下「シルバー事業」という。)の実績は、令和2年当初からのコロナ禍の影響により一時減退したが、各センターの適切な対応と努力により、令和4年度には概ねコロナ前の実績まで回復していた。

しかし、令和5年度については、令和6年1月の能登半島地震が県内全域、特に能登地域に甚大な被害をもたらし、被災地のセンターの事業運営に重大な影響が及ぶこととなり、事業実績は前年度を大きく下回った。

こうした中で、令和6年9月には奥能登豪雨も発生し、令和6年度の県内センター全体の契約金額は令和7年2月末時点で対前年同期比1.3%の減、就業延人員が6.1%の減となっており、最低賃金の引上げに伴う就業会員への支払単価の上昇による契約金額の増加要素がある中での減少であり、地震及び豪雨の被害による強い影響が続いていると考えられる。事業の回復にはまだ多くの時間と労力を要すると思われるセンターもあり、シルバー事業関係者と連携して、引き続き強く支援を進めていく必要がある。

厚生労働省の令和7年度のシルバー事業関連予算額は、センター及び連合会への補助金、国の 委託事業の高齢者活躍人材確保育成事業ともに前年度以上となる予算が確保された。

当連合会では、本県のシルバー事業の方向性や推進方策を提示する、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とした事業推進計画(中期計画)を策定したところであり、会員数、契約金額、事故発生数等の数値目標を掲げて、県内シルバー人材センターと緊密な連携をとりながら、シルバー事業の拡大に向けて、積極的な事業運営、さらには地域社会の振興・発展に取り組むこととしている。

計画年度の初年度となる令和7年度は、能登半島地震及び豪雨災害からのシルバー事業の復興 支援を念頭において、本県のシルバー事業の発展のために、会員の確保・拡大、安全就業の確保 及び徹底、就業機会の拡大を重点事業とし、現下の課題である包括的契約への移行、公益法人制 度改革への対応ほか、センターに対する支援事業を積極的に実施するとともに、労働者派遣事業、 国の委託事業等を適切に実施する。

当連合会は、各センター、全国シルバー人材センター事業協会、行政、経済などの関係機関・ 団体と強く連携して、シルバー事業の推進に取り組むこととする。

第2 重点事業

連合会の令和7年度の事業の推進に当たっては、本県のシルバー事業を取り巻く状況を適確に 把握するとともに、事業推進計画(中期計画)のもと、各センター並びに労働局、ハローワーク、 県・市町及び経済団体等関係機関と連携し、次の事項を重点として各事業の着実な実施に努め、 積極的かつ効果的な取組を展開する。

【会員の確保・拡大】

高齢社会の中で、地域を支えるセンターに対する期待がさらに高まる中、地域社会や産業界のニーズに応えられる存在であるためには、会員の確保・拡大が必要である。会員が確保できないと、地域の期待に応えられないなどシルバー事業の推進に大きな影響を及ぼすおそれがある。減少傾向にある会員の確保・拡大は、喫緊の課題であり、入会の促進とともに、女性にとっても魅力あるシルバー人材センターを発信していく必要があり、効果的な周知・広報活動及び積極的に多彩な入会勧奨活動を実施する。

【安全就業の確保及び徹底】

シルバー事業運営の根幹である安全就業の確保について、会員の受傷事故及び賠償事故の 未然防止のため、徹底した会員の安全意識の啓発とセンターの安全研修支援に努める。

このため、就業会員の安全の確保及び事故の防止並びに健康の保持増進について協議する 安全対策協議会、主として派遣労働会員及び連合会職員を対象とする衛生委員会及び各セン ター及び連合会に設置されている安全就業委員会において取組を進める。

また、連合会の安全就業担当職員がセンターと連携して、就業会員やセンターの役職員に 対する安全就業及び事故防止に関する研修・会議を開催するとともに、会員の就業先への訪問・巡視を進める。なお、シルバー派遣業務において自動車運転に従事する会員に対する運転技能講習や健康診査結果に基づく運転業務可否評価等を引き続き実施し、一層の交通安全意識の向上及び事故防止に努める。

【就業機会の拡大】

多様化する高年齢者の就業ニーズに対応するために、また、地域の個人・事業者が求める 業務受注に的確に応えるために、より一層の就業機会の拡大と発掘に取り組むとともに、き め細やかで効率的な就業のマッチングの支援に努める。

第3 事業実施計画

I シルバー人材センター事業

高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業並びにその他の社会参加活動を県内全域で一体的に推進する。

1 周知·広報事業

令和7年度の高齢者活躍人材確保育成事業委託費については、前年度より若干増額となった。引き続き、シルバー人材センター事業について広く県民各層の理解と認識を得て、事業の活性化に資するため、あらゆる機会をとらえて効率的な周知・広報に努め、会員の拡大、就業機会の拡大等につなげる。

- (1) テレビCMの放送、ラジオ番組内でのシルバー事業の周知・広報
- (2) シルバー事業周知・広報用動画のホームページでの配信及びDVDの配布
- (3) 会員登録の勧誘及び周知・広報等のための総合パンフレットの配布及び同パンフレットによる未会員及び一般住民への説明・入会勧誘
- (4) 周知・広報等のためのポスター、リーフレット等の作成・配布
- (5) 新聞紙上、経済団体広報誌等による広域的な広報
- (6) 地方公共団体の広報誌への広告掲載
- (7) 実施事業、行事等についての報道機関への情報提供
- (8) ハローワークにおけるセンターの出張相談の実施
- (9) 企業等の人事担当者等を対象とした説明会の実施
- (10) 企業等の退職予定者向け周知・広報ポスターの作成・配布
- (11) 就業できる会員が不足している職種に特化した募集チラシの作成及びセンターでの 活用
- (12) 普及啓発促進月間(10月)及び「シルバーの日(10月第3土曜日:本年10月18日)」を中心とした、連合会・各センターによる周知・広報活動の展開並びに報道機関への情報提供
- (13) ボランティア活動などの社会参加や会員相互の親睦活動状況等の広報
- (14) センターの周知・広報活動を支援するための用品等の作成・配布
- (15)機関誌「シルバー連合会いしかわ」の発行(年2回:7月・1月)
- (16) ホームページを活用した周知・広報
- (17) (新)公式X(旧ツイッター)によるシルバー事業活動等の発信
- (18) 連合会主催グラウンド・ゴルフ大会の開催 (10月22日)
- (19) 国、県及び同関係団体等に対する支援等の要請活動
- (20) センター未設置地域への情報の提供

2 安全·適正就業対策推進事業

県内全域で安全・適正就業対策を効果的かつ着実に実施するため、「安全・適正就業推進計画」に基づき、安全就業及び事故防止対策並びに適正就業対策を進める。 また、受注の拡大及びこれに伴う就業形態の多様化が進む中で、労働関係法令及び平成 28年9月に厚生労働省から発せられた「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に沿った業務運営を進める。

〈安全・適正就業共通〉

- (1) 安全・適正就業推進専門委員会の開催及び同委員会からの安全就業・事故対策情報の 発信
- (2) 安全・適正就業強化月間の設定 (7月)、安全・適正就業推進大会の開催 (7月 18日) 〈安全就業対策〉
- (3) センター会員、役職員向けの安全就業研修の実施
- (4) センターとの合同安全パトロールの実施
- (5) センターが行う安全パトロールのオブザーバー参加・助言
- (6) センターが行う安全研修への講師派遣(安全就業担当職員等) ほか支援
- (7) 事故状況の把握・分析、事故防止意識の徹底の発信
- (8) シルバー会員向け「安全ニュース」の発行・配布(年4回程度)
- (9) 産業医及び衛生管理者(安全就業担当職員)による派遣先及び職場の巡視の実施、労働環境調査、安全対策(事故原因分析、健康情報の提供等)
- (10) 衛生委員会の開催 (派遣労働会員及び連合会職員の安全の確保及び事故の防止並びに 健康の保持増進について協議・推進)
- (11) 安全対策協議会の開催(就業会員の安全の確保及び事故の防止並びに健康の保持増進 について協議・推進)
- (12) センター (シルバー派遣実施事業所) の衛生体制整備の支援、衛生管理者免許資格取得 等の支援
- (13) 自動車運転業務従事会員について、連合会が策定した「派遣業務における自動車の安全 運転に関する方針(最終改正:令和4年6月)」に基づき、運転技能講習(運転技能診断) 及び就業会員の健康診査結果の提出及び連合会産業医による運転可否の評価の実施
- (14)安全就業への取組、実績等が優良なシルバー人材センターの表彰(優良安全就業シルバー人材センター表彰)

〈適正就業対策〉

- (15) 労働関係法規及び「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」を遵守した適正就 業の確保
- (16) 請負・委任受注リストの点検による適正就業の確認及び対応の助言
- (17) シルバー事業の就業の基本である「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」の適正 実施の確保

3 就業開拓等事業

多様化する地域のニーズや会員の就業希望に対応するため、新たな就業分野の開拓、拡大、 情報の収集等を行う。

- (1) 就業開拓推進専門委員会の開催
- (2) 総合パンフレット及び企業・団体向けシルバー派遣周知・広報用リーフレットの県内企業、事業所等への送付
- (3) 企業向け周知・広報用動画のホームページへの掲載及びDVDの活用
- (4) 総合パンフレット及びシルバー周知用ポスターの配布
- (5) 経済団体等の広報誌等への広告掲載
- (6) 行政機関等が開催する企業を対象とした説明会におけるセンター利用の勧奨
- (7) 高齢者活躍人材確保育成連絡会議(国の委託事業)の開催
- (8) 県及び関係団体に対する事業の発注等の要請
- (9) 企業等の人事担当者等を対象とした説明会の実施(再掲)
- (10) 被災地支援にかかる業務をシルバー会員が担う、石川県の主導により行う「能登復興推 進隊事業」への協力
- (11) 福祉・家事・子育て支援サービス等の事業の実施に係る支援
- (12) 空き家管理など地域課題に着目した独自事業の取組に係る支援

4 交流研修事業

センターの役職員のシルバー事業全般にわたる関係知識の習得と理解を進め、事業の活性 化と適正な運営を確保するため、連合会及び各センターの役職員及び実務担当者を対象とし た各種研修会等を実施する。

- (1) 交流研修専門委員会の開催
- (2) 会議、研修会等の実施(センター理事長会議、県内センター事務局長会議、センター役職員研修、テーマ別研修、業務・経理担当者研修等)
- (3) 全シ協が実施する「新任理事長研修」「新任事務局長研修」の受講をセンターに勧奨
- (4) 全シ協、北シ協主催の会議、研修等への参加要請及び他県の優良センターとの交流の支援

5 センターの運営等に関する助言・指導事業

地域社会のニーズや制度改正等に的確に対応するため、専門的及び実践的な助言・指導、 情報提供等を行うとともに、訪問や会議の開催等により、各センターの運営管理上の課題を 把握するとともに、必要な助言、指導等を行う。

(1) 法令遵守の業務運営及び事務処理並びに会計処理、税務処理、労務管理等の助言

- (2) センターからの相談への対応
- (3) 全シ協の委任を受けて、センターを対象として定期指導を実施(6センター)
- (4) 個別事業についての助言・指導の実施
- (5) 消費税にかかる適格請求書等保存方式(インボイス制度)への対応の支援
- (6) フリーランス新法及び厚生労働省が進める契約方法の見直し(包括的契約への移行)についてのセンターの対応支援

6 センターとの連携事業・支援事業

会員に対する就業に必要な知識・技能の付与、技術の向上等のため、技能講習など研修事業を実施するほか、センターと連携しての各種事業及びセンターへの支援事業を行う。

- (1) センターからの要請による各地域における技能講習(センター支援講習)の実施
- (2) ハローワークにおけるセンターの出張相談の支援(再掲)
- (3) 関係機関との連携・情報収集、担当者会議の開催による情報提供

7 調査研究事業

センター事業の現状、課題等を把握し、事業の充実と推進を図るため、情報の収集、提供 等を行う。

- (1) 各種統計の集計・分析
- (2) 企業等情報・資料の収集及び提供
- (3) 事業実施状況の把握・分析及び事業概要等の統計調査
- (4) 「シルバー人材センター連合会事業概要」の作成・配布
- (5) その他シルバー事業の運営に必要な調査

8 労働者派遣事業

労働者派遣事業の実施事業所(各センター)を通じて、会員に対して労働者派遣による 就業機会の提供を行うとともに、県内全域の労働者派遣事業に係る総括管理(事業の適正実 施に係る統括、労働契約及び労働者派遣契約の管理、会計の管理、行政への届出等)などを 行う。

- (1) 派遣事業の総括管理(行政への届出、会計管理、規程・実施要綱・様式の制定、関係法 規の周知)
- (2) 派遣事業事務の管理(派遣先及び会員との契約管理、事業実績、派遣料金の請求・収受、 派遣会員の賃金(給与)の支払、年次有給休暇の付与、傷害・賠償保険管理等)
- (3) 労働関係法令及び「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」を遵守した適正就業の確保(再掲)

- (4) 高齢法第39条による業務拡大関係事務の実施
- (5) 派遣会員の健康・安全対策の推進
- (6) 衛生委員会の開催(再掲)
- (7) 派遣先で自動車運転業務に従事する派遣会員に対する運転技能講習(運転技能診断) 等の実施(再掲)
- (8) 企業等のニーズなど情報の収集及び就業先の開拓
- (9) 実施事業所責任者等会議の開催、石川労働局・全シ協等との連絡調整による情報の共有
- (10) 派遣元責任者講習の受講勧奨
- (11) 被災地支援にかかる業務をシルバー会員が担う、石川県の主導により行う「能登復興 推進隊事業」の実施

9 有料職業紹介事業

会員の就業実態に合わせた、請負・派遣以外の就業形態としての有料職業紹介を活用する とともに、職業紹介責任者及び紹介従事者に対して職業紹介責任者講習の受講を勧奨し、事 業の的確な実施に努める。

10 高齢者活躍人材確保育成事業(国の委託事業)

石川労働局からの委託契約に基づき、高齢者や企業・官公庁退職予定者及び企業・官公庁に対して、シルバー人材センターを積極的に周知・広報するとともに、実際の就業体験を通じて高齢者、企業双方のセンターに対する理解を深めること、高齢者がシルバー事業に興味を持ち自信を持って就業できるよう必要な技能講習を行うことにより、センターの新規会員、新たにセンターを活用する企業・事業所の増加を図る。また、現にシルバー会員であるが、新たな分野で活躍を希望している会員等に対して、就業体験及び技能講習を実施することにより、人手不足分野等での担い手不足の解消を目指す。さらに、当連合会を中心とした、商工団体、労働団体、石川県、石川労働局等による連絡会議を開催し、地域におけるシルバーの更なる活用促進を目指す。これらを目的に、各種事業を実施する。

(委託内容及び本連合会の取組)

- (1) シルバー人材センター事業に関する周知・広報の実施(再掲)
 - ・テレビCMの放送、ラジオ番組内でのシルバー事業の周知・広報
 - ・シルバー事業周知・広報用動画のホームページでの配信
 - ・会員登録の勧誘及び周知・広報等のための総合パンフレットの配布及び同パンフレットによる未会員及び一般住民への説明・入会勧誘
 - ・周知・広報等のためのポスター、リーフレット等の作成・配布

- 新聞紙上、経済団体広報誌等による広域的な広報
- ・地方公共団体の広報誌への広告掲載
- ハローワークにおけるセンターの出張相談の実施
- ・企業等の人事担当者等を対象とした説明会の実施
- ・企業等の退職予定者向け周知・広報ポスターの作成・配布
- ・就業できる会員が不足している職種に特化した募集チラシの作成及びセンターでの 活用
- (2) シルバー人材センターを通じた就業体験の実施
- (3) シルバー人材センターでの就業に必要な技能講習の実施
- (4) 地域におけるシルバー人材センターの更なる活用促進を目指すための連絡会議の 開催
- (5) 委託事業に係る石川労働局担当課職員との定例会議の開催

Ⅱ 法人事業

1 総会及び会議の開催

総会及び理事会等定款に定める会議のほか、連合会の事業を円滑に推進するために必要な 各種会議を開催する。

- (1) 定時総会(1回)
- (2) 理事会(役員会)(3回以上開催)
- (3) 理事長会議(1回)事務局長会議(3回)
- (4) その他

2 事業運営に係る進捗管理

令和2年3月に策定した事業推進計画(令和6年度が計画最終年度)に基づき事業の推進を 図る中で必要な点検を実施し、令和6年度事業の実施状況を評価し、令和7年度開始の新た な事業推進計画のもとでの事業運営につなげる。

3 連合会の新たな事業推進計画(中期計画)の活用

令和6年度に策定した事業推進計画(令和7年度(2025年度)を初年度とし令和11年度(2029年度)を計画最終年度とする5年間の中期計画)をセンター等に配布するとともに、シルバー事業業務関係の研修等に活用する。